

第7期 奈良市障害福祉計画

第3期 奈良市障害児福祉計画

【概要版】



令和6年3月 奈良市

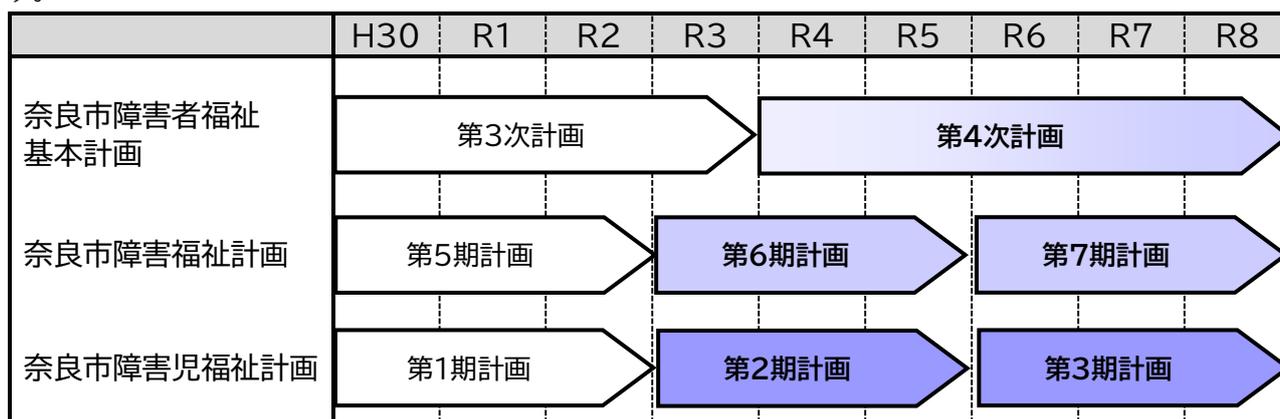
計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第1項及び児童福祉法第 33 条の 20 第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、奈良県の動向や上位計画にあたる「奈良市総合計画」「第4次奈良市障害者福祉基本計画」の施策方向性を踏まえつつ、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の提供体制を確保することを目的としています。内容としては、令和8年度末を目標年度とする目標を設定し、支援の種類ごとに必要なサービスの見込値を確保するための方策を定めるものです。

2. 計画の期間

本計画は、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、上位計画である第4次奈良市障害者福祉基本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度と、本計画と同じ終期となっています。



3. 計画の推進体制

(1)連携・協力の確保

本市の障害者施策を推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各部局間の緊密な連携・協力を図ります。そのうえで本計画の推進には、市民の理解、奈良市地域自立支援協議会※をはじめ関係機関・関係者との連携・協力、サービスを提供する事業所間の情報共有が必要不可欠です。そのため障害者福祉施策に関する情報提供、広報・啓発活動等、関係機関・関係者との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

奈良市地域自立支援協議会とは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため設置した協議会です。障害者やその家族、学識経験者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、高齢者福祉関係者、保健・医療関係者、地域福祉関係者、教育関係者、就労支援関係者、行政関係機関等からなり、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な課題について話し合い解決を目指しています。

(2)相談支援体制の確立

障害者やその家族が生活するうえで抱える悩みや不安に対して必要な支援ができるよう、またサービスを提供する事業所側の相談にも適切に対応できるよう、重層的な相談支援体制の充実に努めていきます。

(3)感染症まん延時の対応

強度行動障害者や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等のいわゆる重度障害者及びその家族については、新型コロナウイルス感染症などの感染症まん延時には日常生活・療養生活を送ることが非常に困難です。奈良市地域自立支援協議会、また保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関との連携を図り支援体制を確保することで、緊急時に必要な支援が滞ることのないよう努めて参ります。

(4)自然災害発生時の対応

自然災害に対しては、平時の備えと災害発生時の適切な対応が必要となります。昨今大規模な災害の発生がみられる中、事業所等との連携を強化し、福祉避難所の更なる確保や防災訓練等の定期的な実施に努めて参ります。

また、障害福祉サービスは、障害者やその家族の生活を支える上で欠かせないものであり、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命に支障をきたすおそれがあるため、事業所において業務継続計画(BCP)の作成が進められるよう働きかけて参ります。

(5)進捗状況の管理及び評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更する等その他の必要な措置を講じること(PDCA サイクル)とされています。本市においても、毎年度各施策の取組状況の報告を関係部署に求めるなど、進捗状況の自己管理を行い、本計画の着実な実現に努めます。

また、奈良市地域自立支援協議会と連携し、定期的に計画の成果目標等の進捗管理を行い、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

計画の成果目標(令和8年度末)

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

▷地域生活への移行者数の目標

【基準】令和4年度末入所者数 343 人

地域生活移行者数(令和8年度末) 24 人(7%)

▷施設入所者数の削減目標

【基準】令和4年度末入所者数 343 人

施設入所者数(令和8年度末) 削減数設定なし

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年	7回/年
精神障害者の地域移行支援(人/月)	1	2	2
精神障害者の地域定着支援(人/月)	1	2	2
精神障害者の共同生活援助(人/月)	89	104	121
精神障害者の自立生活援助(人/月)	2	2	2
精神障害者の自立訓練(生活訓練)(人/月)(新)	59	62	65

3. 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の整備予定数	1 か所
検討回数 ※地域生活支援拠点等の整備後	1 回/年以上
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握(新)	当事者の支援ニーズを把握するために、アンケートなどを実施するよう努める

4. 福祉施設から一般就労への移行等

▷就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

	合計数	就労移行	就労 A 型	就労 B 型
【基準】令和3年度実績	54 人	33 人	8 人	13 人
【目標】一般就労への移行者数	70 人 (1.28 倍)	43 人 (1.31 倍)	10 人 (1.29 倍)	17 人 (1.28 倍)

▷就労定着支援事業の利用者の増加目標

【基準】令和3年度実績 38 人

利用者数 54 人(1.41 倍)

▷職場定着率の目標

就労定着率7割以上の

就労定着支援事業所の割合 25%

5. 障害児支援体制の整備等

- ▷ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ▷ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するために研修の機会を提供する等のサポートを実施
- ▷ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

6. 相談支援体制の充実・強化等

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる相談支援体制強化に関する会議の開催(新)	3回/年	3回/年	3回/年
協議会における個別事例検討会の実施(新)	12回/年	12回/年	12回/年

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

奈良県が実施する研修その他の研修への職員の参加	実施
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施
指導監査を受けた行政処分結果の通知	実施



第7期奈良市障害福祉計画
第3期奈良市障害児福祉計画

発行：奈良市福祉部障がい福祉課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL:0742-34-4593 FAX：0742-34-5080